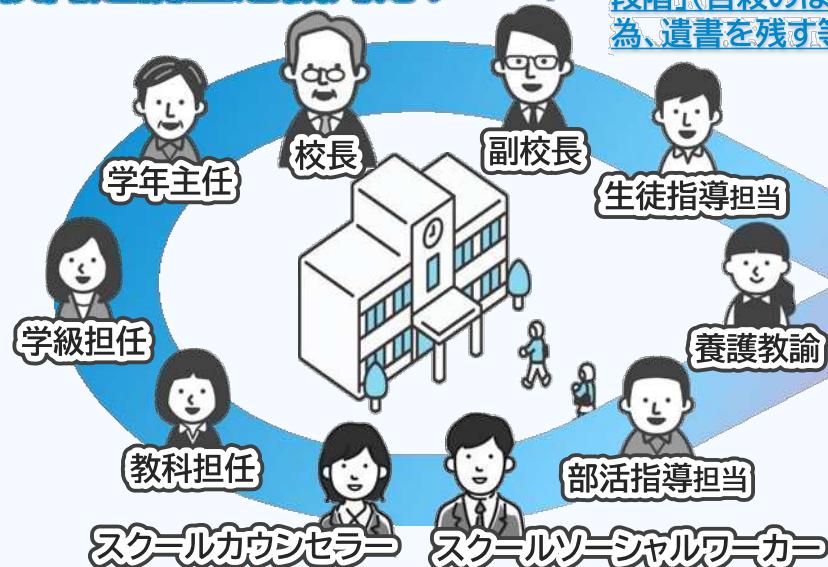


自殺危機の早期発見・早期対応や自殺未遂後の対応

ネットワーク型緊急支援チーム 実際に自殺や自殺未遂が発生した場合に対応

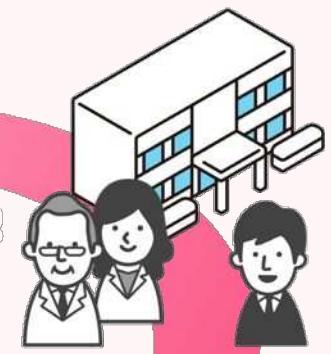
校内連携型危機対応チーム



自殺やその他の重大な危険行為の「予兆段階」(自殺のほのめかし、深刻な自傷行為、遺書を残す等)から対応

関係部局

- 教育委員会
- 精神科医
- SC・SSWスーパーバイザー等の専門家
- 児童相談所
- 福祉部局
- 警察 等



家庭・保護者



校内連携型危機対応チームの役割

- ① 平常時における危機対応のための態勢づくりやマニュアルづくり
- ② アセスメントに基づいて対応方針や役割分担を決定し、緊密に「報告・連絡・相談」を行う
- ③ 自殺や未遂事案が発生した場合は、校長のリーダーシップの下、教育委員会等や専門家、関係機関のサポートを受けながら、全教職員の力を結集して対応
- ④ 緊急ケース会議(アセスメントと対応)、本人の安全確保と心のケア

ネットワーク型緊急支援チームの役割

- ① 関係部局とも連携した緊急ケース会議や心のケア会議の開催
- ② 校内連携型危機対応チームを核に、教育委員会等、専門家、関係機関との連携・協働に基づいて、周囲の児童生徒や教職員等への心のケアを含む危機管理体制を構築
- ③ 本人及び周囲の児童生徒及び教職員へのケア

▶▶▶ 自殺危機の早期発見や早期対応に取り組むほか、自殺未遂者への支援を実施